

公益財団法人大学基準協会 分野別評価に関する規程 新旧対照表

(改定の趣旨)

追評価の結果、基準適合と認めた場合の認定期間に係る定めがなかったことからこれを盛り込むとともに（第3条）、規程全体の構造を専門職大学院認証評価に関する規程にあわせ、内容についてもそれに合わせた見直しを図るもの（評価委員会の任務の明確化（第7条）等）。

新	旧
公益財団法人大学基準協会 分野別評価に関する規程（改定案）	公益財団法人大学基準協会 分野別評価に関する規程
令3. 1. 27決定 令5. 1. 25改定 令6. 5. 21改定 令6. 9. 2改定 令8. 3. 26改定	令3. 1. 27決定 令5. 1. 25改定 令6. 5. 21改定 令6. 9. 2改定
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第1条 この規程は、公益財団法人大学基準協会（以下「本協会」という。）が公益財団法人大学基準協会定款（以下「定款」という。）第4条第1項第1号の規定に基づいて行う大学の教育研究活動等に関する第三者評価のうち、分野別評価について定める。	第1条 この規程は、公益財団法人大学基準協会（以下「本協会」という。）が公益財団法人大学基準協会定款（以下「定款」という。）第4条第1項第1号の規定に基づいて行う大学の教育研究活動等に関する第三者評価のうち、分野別評価（以下「評価」という。）について定める。
(定義)	(評価の対象及び適合認定)
第2条 <u>この規程において分野別評価とは、別表1に示す6年制の学士課程（以下「課程」という。）を対象とするものをいい、本協会の分野別評価を受けることを希望する課程を評価し、本協会の各分野の基準に適合していると認定するか否かについての判定を行う。</u>	第2条 評価は、 <u>別に定める基準に基づき、別表1に示す学校教育法に定める大学が設置する分野の教育を対象に行う。</u>
<u>(第2条第1項に統合)</u>	<u>2 前項の評価の結果、基準に適合しているか否かについての認定を行う。</u>
2 各課程は、完成年度の翌年度以降に、分野別評価	(評価の申請条件) 第3条 大学は、その分野の教育課程の完成年度の翌

を受けることができる。

(削除)

(認定期間)

第3条 分野別評価の結果、適合の判定を受けた課程の認定期間は、分野別評価を行った翌年度の4月1日から7年後の3月31日までの7年間とする。

2 前項の定めにかかわらず、第6章に定める追評価の結果、適合の判定を受けた課程の認定期間は、追評価を行った翌年度の4月1日から、元となった分野別評価を受けた年度の翌年度から7年後にあたる年度の3月31日までの期間とする。

(第17条へ移動)

(評価者研修)

第4条 本協会は、評価委員会委員及び幹事並びに同委員会のもとに置かれる各種の分科会の委員に対し、適切な方法で評価の実務に関わる研修を行う。

(利害関係者の排除)

第5条 分野別評価を受ける課程を設置する大学の関係者その他の利害関係者は、当該課程の分野別評価に関わる審議及び決定のすべての過程に加わることができない。

(第12条へ移動)

年度以降、評価を受けることができる。

(評価の委嘱)

第4条 評価の申請があったとき、会長は、直ちに第2章に定める各分野の評価委員会の委員長に評価を委嘱するものとする。

(評価の周期)

第5条 基準に適合していると認定された大学であって、継続してその認定を受けようとする大学は、前の評価を受けてから、別表2に示す期間内に次の評価を受けるものとする。

(新設)

(評価の方法)

第6条 評価は、基準に基づいて作成された点検・評価報告書、基礎データ及びその他必要な資料による書面評価及び実地調査を通じて行うものとする。

(評価者研修)

第7条 第2章に定める各分野の評価委員会の委員及び幹事並びに同委員会のもとに置かれる各種の分科会の委員に対しては、あらかじめ適切な方法で評価の実務に関わる研修を行うものとする。

(利害関係者の排除)

第8条 評価を申請した大学の関係者は、その所属する大学の評価に関わる審議及び決定のすべての過程に加わることができない。

(評価者の代理)

第9条 評価委員会の委員及び幹事並びに同委員会のもとに置かれる各種の分科会の委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

第2章 評価委員会

(設置)

第6条 分野別評価を行うために、定款第33条第1項の規定に基づき、別表1に示す評価委員会を分野別評価ごとに設置する。

(任務)

第7条 評価委員会は、次の各号に掲げる任務を行う。

- 一 評価方針の決定
- 二 評価結果(案)の作成
- 三 その他当該分野別評価に関する事項の審議等

(構成及び任期)

第8条 評価委員会は、別表2に示す委員を以て構成する。

2～3 (略)

4 委員に欠員が生じた場合、その選出区分に応じて 常務理事会で委員を選出し、会長が委嘱する。

5 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第9条 評価委員会に、委員長1名及び副委員長 2名以内を置く。

2～3 (略)

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故 のあるとき又は欠けた ときは、その職務を代行する。

(幹事)

第10条 評価委員会には、必要に応じて幹事を置くことができる。

2 幹事は、評価委員会の候補者指名に基づき、会長が委嘱する。

3 幹事は、委員長の指示に従い、評価委員会の職務に従事する。

(運営)

第2章 評価委員会

(評価委員会の設置)

第10条 定款第33条第1項の規定に基づき、評価を行うための委員会として、各分野の評価委員会を置く。

(新設)

(評価委員会の構成及び委員の任期)

第11条 評価委員会は、別表3に示す委員を以て構成する。

2～3 (略)

4 委員に欠員が生じた場合、常務理事会はその選出区分に応じて委員を選出し、会長が委嘱する。

(新設)

(正副委員長)

第12条 評価委員会に、委員長1名及び副委員長 1名を置く。

2～3 (略)

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故 があり、又は欠けた場合は、その職務を代行する。

(幹事)

第13条 分野別評価の実施上特に必要な場合は、評価委員会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員長の指示の下に、評価委員会の職務に従事する。

3 幹事は、別表1に示す各分野の教員から、評価委員会が選出し、会長が委嘱する。

(評価委員会の開催)

第11条 評価委員会は、委員長が招集する。ただし、委員の3分の1以上から申出があるときは、委員長は、評価委員会を招集しなければならない。

(第11条第1項に統合)

2 評価委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開催することができない。

3 評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。可否同数のときは委員長が決定する。

(代理人の禁止)

第12条 評価委員会委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

第3章 評価分科会

(設置)

第13条 評価委員会は、評価分科会を設置する。

2 評価分科会は、本協会が定めた各分野の基準に基づき、担当する課程の評価を行う。

(構成、運営及び任期)

第14条 評価分科会は、別表3に示す区分及び数の委員(主査を含む。)を以て構成する。

2 評価分科会には、各1名の主査を置く。

3 主査・委員は、評価委員会の候補者指名に基づき、会長が委嘱する。

(第14条第7項へ移動)

4 第1項の定めにかかわらず、評価対象となる課程の規模等に~~応じて~~、委員を増員することができる。

5 主査・委員に欠員が生じた場合、評価委員会は、別表3に示す区分に応じ、これを補充するものとし、会長が委嘱する。

第14条 委員長は、評価委員会を招集する。ただし、第11条第2項に規定する委員の委嘱後に開く最初の評価委員会は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上からの要求があるときは、委員長は評価委員会を招集しなければならない。

3 評価委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

4 評価委員会の決定は、出席委員の過半数を以て行い、可否同数のときは委員長が決定する。

(第9条からの移動)

第3章 評価分科会

(評価分科会の設置)

第15条 評価委員会の下に、書面評価及び実地調査を行うため、評価分科会を置く。

(新設)

(評価分科会の構成及び任期)

第16条 評価分科会は、別表4に示す区分及び数の委員を以て構成する。

(第17条第1項からの移動)

2 委員は、評価委員会の候補者指名に基づき、会長が委嘱する。

3 委員の任期は、1年とする。

4 第1項の定めに関わらず、評価対象となる学部等の規模等により特に必要な場合は、委員を増員することができる。その場合の委員は、別表3に示すいずれかの区分の者とする。

5 委員に欠員が生じた場合、評価委員会はその選出区分に応じ委員を選出し、会長が委嘱する。

(評価分科会の主査)

(第14条第2項への移動)

(削除)

6 評価分科会は、評価委員会委員長の指示に基づき、主査がこれを招集する。

7 主査・委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(臨時分科会の設置)

第15条 特に必要と認めた場合、評価委員会は、臨時分科会を設置することができる。

2 臨時分科会には、各1名の主査を置く。

3 主査・委員は、評価委員会の候補者指名に基づき、会長が委嘱する。

4 主査・委員に欠員が生じた場合、評価委員会は、これを補充するものとし、会長が委嘱する。

5 主査・委員の任期は、1年又はその職務に必要な期間とする。

(代理人の禁止)

第16条 評価分科会及び臨時分科会の主査・委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

第4章 評価手続

(評価の方法)

第17条 分野別評価は、当該評価に申請した大学に置かれる評価対象の課程（以下「評価対象課程」という。）が各分野の基準に基づいて作成した点検・評価報告書その他必要な資料の書面評価及び実地調査を通じて行う。

(評価申請書等の提出)

第18条 評価対象課程は、指定の期日までに、評価申請書を会長宛に提出するとともに、前条に定める資料を、指定の期日までに、本協会に提出しなければならない。

第17条 評価分科会には、主査1名を置く。

2 主査は、評価委員会が、当該評価分科会の委員の中から指名し、会長が委嘱する。

3 主査は、評価委員会委員長の指示に基づき、評価分科会を招集する。

(第16条第3項からの移動)

(臨時分科会の設置)

第18条 評価の実施上特に必要と認めた場合、評価委員会は、評価分科会のほかに臨時分科会を設置することができる。

(新設)

2 臨時分科会の委員は、評価委員会の候補者指名に基づき、会長が委嘱する。

(新設)

3 臨時分科会の委員の任期は、1年又はその職務に必要な期間とする。

(新設)

第4章 評価手続

(第6条からの移動)

(資料の提出)

第19条 評価を申請する大学（以下「申請大学」という。）は、本協会指定の期日までに、評価申請書及び所定の資料を提出しなければならない。

2 前項に定める資料のほか、評価委員会及び評価分科会は、分野別評価に必要な資料の追加提出を評価対象課程に求めることができる。

(申請の取下げ)

第19条 評価対象課程は、指定の期日以降は、申請の取下げを行うことはできない。ただし、分野別評価を継続することが困難と判断される特段の事情が生じた場合は、この限りではない。

2 前項に定める分野別評価の申請取下げについては、評価対象課程からの文書による申出に基づき、その許否を理事会が決定する。

(分野別評価の中止及び停止)

第20条 理事会は、災害の発生等評価を継続することが困難と判断するに足る相当の理由が認められる場合には、分野別評価を中止又は停止することができる。

2 前項において「中止」とは、当該決定後、分野別評価をそれ以降行わないことを指し、「停止」とは、当該決定後、分野別評価の実施が可能と判断されるまでの間、分野別評価を一時的に取りやめることを指す。

(削除)

(削除)

(削除)

2 申請大学は、評価委員会又は分科会から、前項に掲げるもの以外の追加資料の提出を求められたときは、これを提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第20条 申請大学は、本協会指定の期日以降は、申請の取下げを行うことはできない。ただし、評価を継続することが困難と判断される特段の事情が生じた場合は、この限りでない。

2 前項に定める申請取下げについては、大学からの文書による申出に基づき、その許否を理事会が決定する。

(評価の中止及び停止)

第21条 理事会は、災害の発生等評価を継続することが困難と判断するに足る相当の理由が認められる場合には、評価を中止又は一時停止することができる。

(新設)

(書面評価)

第22条 評価分科会は、申請大学から提出された資料の書面評価に基づき、分科会報告書(案)を作成する。

(実地調査)

第23条 評価分科会は、分科会報告書(案)に基づき、実地調査を行う。

2 実地調査には、原則として、当該教育課程の評価を担う評価分科会の委員全員が参加するものとする。

(分科会報告書)

第24条 分科会主査は、評価分科会での書面評価及び実地調査に基づき、指定の期日までに分科会報告書

<p><u>(評価結果案の作成)</u></p> <p><u>第21条 評価分科会のもとで、評価結果（分科会案）又は分科会報告書（案）を作成する。</u></p> <p><u>2 評価結果（分科会案）又は分科会報告書（案）に、是正勧告、検討課題、長所及び特色を付すことができる。</u></p> <p><u>3 評価分科会の主査は、実地調査を経て指定の期日までに評価結果（分科会最終案）又は分科会報告書を作成し、評価委員会に提出する。</u></p> <p><u>4 評価結果（分科会最終案）又は分科会報告書には、基準に適合又は不適合の判定を記載しなければならない。</u></p> <p><u>5 前項の判定は、是正勧告の状況を踏まえ、総合的に行うものとする。</u></p> <p><u>6 評価結果（分科会最終案）又は分科会報告書を受領した後、評価委員会は、その内容を審議し、評価結果（案）を作成する。</u></p> <p><u>7 評価委員会は、前項に定める評価結果（案）の作成にあたり、各分科会の主査又は委員に出席を求められることができる。</u></p> <p><u>8 評価委員会委員長は、評価結果（案）の作成にあたり、その原案について、評価対象課程から意見を聴取する。</u></p> <p><u>9 評価委員会委員長は、指定の期日までに評価結果（案）を会長に宛てて提出しなければならない。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>を作成し、評価委員会に提出する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(第25条第1項（後半部分）からの移動)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(評価結果（委員会案）の作成)</u></p> <p><u>第25条 評価委員会は、提出された分科会報告書に基づき、評価結果（委員会案）を作成する。評価結果（委員会案）には、基準に適合又は不適合の判定結果を明記しなければならない。</u></p> <p><u>2 評価委員会は、評価結果（委員会案）の作成にあたり、評価分科会の主査に出席を求められることができる。ただし、主査が出席できない場合、当該者が指名するその他の委員を以てこれに代えるものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(第27条からの移動)</u></p> <p><u>(意見申立)</u></p> <p><u>第26条 評価委員会委員長は、前条の評価結果（委員会案）を申請大学に提示しなければならない。</u></p> <p><u>2 申請大学は、評価結果（委員会案）を受領した後、本協会指定の期日までに、評価結果（委員会案）における事実誤認等の有無を確認し、その結果を意見として申立てることができる。</u></p>
---	---

3 前項に定める申立は、文書によって評価委員会委員長に宛てて行うものとする。

4 第2項に定める意見申立があった場合、評価委員会委員長は、評価委員会を開催し、申立てられた意見の採否を審議しなければならない。

5 意見申立の採用又は不採用の結果は、意見申立に対する回答として、その理由とともに速やかに申請大学に伝えられなければならない。

6 評価委員会は、必要に応じて評価結果(委員会案)を修正し、評価結果(案)を作成するものとする。

(評価結果(案)の理事会への提出)

第27条 評価委員会委員長は、前条の手續が終了した後、評価結果(案)を理事会に提出する。

(評価結果の決定)

第28条 理事会は、評価結果(案)を尊重しつつこれを審議し、評価結果を決定する。

2 申請大学の利害関係にあたる者は、理事会の審議・決定に加わることができない。

第5章 異議申立審査

(異議申立審査)

第29条 異議申立審査については、別に定める。

第6章 追評価手續

(追評価の申請)

第30条 評価の結果、基準に適合していないと判定された大学は、本協会指定の期日までにその判定に至った問題事項を対象として、会長宛に文書によって追評価を申請することができる。

2 前項の申請は、評価を受けた翌年度又は翌々年度の何れかの年度に、1回に限り行うことができる。

3 追評価申請大学は、基準に適合していないと判定

(第21条第9項への移動)

(評価結果の決定)

第22条 理事会は、評価結果(案)を尊重しつつこれを審議し、評価結果を決定する。

(削除)

第5章 異議申立審査

(異議申立審査)

第23条 異議申立審査の手續については、別に定める。

第6章 追評価手續

(追評価の申請)

第24条 分野別評価の結果、各分野の基準に適合していないと判定された課程は、指定された期日までに不適合の判断に至った問題事項を対象に追評価を申請することができる。

2 前項の申請は、分野別評価を受けた翌年度又は翌々年度の何れかの年度に、1回に限り行うことができる。

3 追評価を申請する課程は、第1項に定める申請に

あたって、不適合の判断に至った問題事項に対する追評価改善報告書を提出しなければならない。

(追評価分科会)

第25条 追評価を行うため、評価委員会は、追評価分科会を設置する。ただし、不適合の判断に至った問題事項の内容に鑑み、同分科会を設置せずに追評価を行いうると判断される場合は、この限りでない。

(第25条第3項へ移動)

2 追評価分科会には、各1名の分科会主査を置く。

3 主査・委員は、評価委員会の候補者指名に基づき、会長が委嘱する。

4 主査・委員に欠員が生じた場合、評価委員会は、これを補充するものとし、会長が委嘱する。

5 追評価分科会の主査・委員の任期は、1年を超えない範囲とする。ただし、再任を妨げない。

6 追評価分科会の主査・委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

(追評価の方法)

第26条 追評価は、書面評価及び実地調査により評価を行うことを原則とする。ただし、書面評価で改善が確認できる場合は、評価委員会又は追評価分科会の判断によって実地調査を省略することができる。

(追評価結果案の作成)

第27条 前条に定める評価の結果に基づき、追評価分科会は、追評価結果(分科会案)を作成する。

2 追評価結果(分科会案)に、是正勧告及び検討課題を付することができる。

3 追評価結果(分科会案)には、基準に適合又は不適合の判定結果を記載しなければならない。

4 追評価分科会主査は、指定の期日までに、追評価結果(分科会案)を評価委員会に提出しなければならない。

5 追評価結果(分科会案)を受領した後、評価委員

された問題事項に対する追評価改善報告書を提出しなければならない。

(追評価分科会の設置)

第31条 追評価を行うため、評価委員会は、追評価分科会を設置する。

2 追評価分科会の委員は、評価委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

3 追評価分科会には、各1名の分科会主査を置く。
(第31条第2項からの移動)

(新設)

(新設)

(新設)

(追評価の方法)

第32条 追評価は、書面評価及び実地調査により評価を行うことを原則とする。ただし、評価委員会において書面評価で改善が確認できる場合は、実地調査を省略することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(追評価結果(分科会案))

第33条 追評価分科会主査は、その評価結果に基づいて本協会指定の期日までに追評価結果(分科会案)を作成し、評価委員会に提出しなければならない。

(追評価結果(案))

第34条 評価委員会は、追評価分科会から提出された

会は、その内容を審議し、追評価結果（案）を作成する。

(第27条第3項への移動)

6 評価委員会は、追評価結果（案）の完成にあたり、その原案について、評価対象課程から意見を聴取する。

7 評価委員会委員長は、指定の期日までに追評価結果（案）を会長に宛てて提出する。

(追評価結果の決定)

第28条 理事会は、追評価結果（案）を尊重しつつ審議し、追評価結果を決定する。

(削除)

第7章 認定証

(認定証)

第29条 本協会は、分野別評価又は追評価の結果、各分野の基準に適合していると認定した課程に対して、認定証を交付する。

第8章 評価結果の通知及び公表等

(評価結果の通知及び公表)

第30条 会長は、分野別評価又は追評価の結果について理事会の決定を得た後、速やかにその結果を評価対象課程に通知しなければならない。

2 前項の結果について、会長はインターネット等の適切な方法で公表する。

(認定の取消)

第31条 点検・評価報告書その他の資料が虚偽の事実に基づいて作成されたことが明らかになった、分野別評価又は追評価後に重大な法令違反状態にあることが明らかになった等、各分野の基準に適合しているとする判断を維持しえない重大な事態が生じた

追評価結果（分科会案）に基づき、追評価結果（案）を作成する。

2 追評価結果（案）には、基準に適合又は不適合の判定結果を明記しなければならない。

3 評価委員会は、追評価結果（案）の完成にあたり、その原案について、追評価申請大学から意見を聴取する。

4 評価委員会委員長は、前項の手続が終了した後、追評価結果（案）を理事会に提出する。

(追評価結果の決定)

第35条 理事会は、前条第4項の追評価結果（案）を尊重しつつ審議し、追評価結果を決定する。

2 申請大学の利害関係にあたる者は、理事会の審議・決定に加わることができない。

第7章 認定証

(認定証)

第36条 本協会は、評価又は追評価の結果、基準に適合していると認定した申請大学又は追評価申請大学に対して、認定証を交付する。

第8章 評価結果の通知等

(評価結果の通知及び公表)

第37条 会長は、評価又は追評価の結果について理事会の決定を得た後、速やかにその結果を申請大学に通知しなければならない。

2 会長は、前項の評価結果を刊行物、インターネット等の適切な方法で公表する。

(認定の取消)

第38条 点検・評価報告書その他の資料が虚偽の事実に基づいて作成されたことが明らかになった等、基準に適合しているとする判断を維持しえない重大な事態が生じたとき、適合の認定期間内であっても、理事会は、評価委員会の意見を徴した上で、適合の

とき、適合の認定期間内であっても、理事会は評価委員会の意見を徴したうえで、適合の判定を取消することができる。

第9章 改善報告書検討手続

(適合判定後の対応)

第32条 各分野の基準に適合していると認定された課程は、評価結果に是正勧告又は検討課題が付されていた場合は、指定された期日までに、是正勧告又は検討課題についての改善報告書を提出しなければならない。

(改善報告書検討分科会)

第33条 改善報告書の検討を行うため、評価委員会は、改善報告書検討分科会を設置する。ただし、検討を行う改善報告書の内容等に鑑み、同分科会を設置せずに改善報告書の検討を行いうると判断される場合は、この限りでない。

(削除)

2 改善報告書検討分科会には、各1名の主査を置く。

3 主査・委員は、評価委員会の候補者指名に基づき、会長が委嘱する。

4 主査・委員に欠員が生じた場合、評価委員会は、これを補充するものとし、会長が委嘱する。

5 改善報告書検討分科会の主査・委員の任期は、1年を超えない範囲とする。ただし、再任を妨げない。

6 改善報告書検討分科会の主査・委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

(改善報告書検討結果案の作成)

第34条 改善報告書検討分科会は、その検討結果に基づいて、改善報告書検討結果(分科会案)を作成する。

2 改善の成果が認められない等のとき、改善報告書

判定を取消することができる。

第9章 改善報告書検討手続

(改善報告書の提出)

第39条 基準に適合していると認定された教育課程を置く大学は、評価結果に是正勧告又は検討課題が付されていた場合は、本協会指定の期日までに、是正勧告又は検討課題についての改善報告書を会長宛に提出しなければならない。

(改善報告書の検討)

第40条 評価委員会は、改善報告書の検討を行う。

2 評価委員会は、評価結果に是正勧告又は検討課題を付した事項に対する改善報告書の検討を行い、改善報告書検討結果(案)を作成し、これを理事会に提出する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

<p><u>検討分科会は、前項に定める検討結果（分科会案）において課程に対しあらためて意見を付すことができる。</u></p> <p><u>3 改善報告書検討分科会の主査は、指定の期日までに、改善報告書検討結果（分科会案）を評価委員会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 改善報告書検討結果（分科会案）を受領した後、評価委員会は、その内容を審議し、改善報告書検討結果（案）を作成する。</u></p> <p><u>5 評価委員会委員長は、指定の期日までに改善報告書検討結果（案）を会長に宛てて提出しなければならない。</u></p> <p>（改善報告書検討結果の決定及び通知）</p> <p>第<u>35</u>条 理事会は、改善報告書検討結果（案）を尊重しつつ審議し、改善報告書検討結果を決定する。</p> <p><u>2 会長は、前項の結果について理事会の決定を得た後、速やかにその結果を課程に通知しなければならない。</u></p> <p>第10章 評価手数料</p> <p>（評価手数料）</p> <p>第<u>36</u>条 <u>各課程は、分野別評価又は追評価を受けるにあたり、別に定める評価手数料を納入しなければならない。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第<u>11</u>章 雑 則</p> <p>（規程の改廃）</p> <p>第<u>37</u>条（略）</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>（改善報告書検討結果の決定及び通知）</p> <p>第<u>41</u>条 理事会は、<u>前条第2項</u>の改善報告書検討結果（案）を尊重しつつ審議し、改善報告書検討結果を決定し、<u>当該大学へ通知</u>する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第10章 評価手数料</p> <p>（評価手数料）</p> <p>第<u>42</u>条 評価手数料については、別に定める。</p> <p><u>第11章 基準の改定</u></p> <p><u>(基準の設定及び改定)</u></p> <p>第<u>43</u>条 <u>基準の設定及び改定については、別に定める。</u></p> <p>第<u>12</u>章 雑 則</p> <p>（規程の改廃）</p> <p>第<u>44</u>条（略）</p>
--	---

附 則（令和 3 年 1 月 27 日）～附 則（令和 6 年 9 月 2 日）（略）

附 則（令和 8 年 3 月 26 日）

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1：分野別評価の対象（第 2 条、第 6 条関係）

分野別評価の種類	分野別評価の対象	評価委員会の名称
(イ) 獣医学教育評価	獣医学教育課程	獣医学教育評価委員会
(ロ) 歯学教育評価	歯学教育課程	歯学教育評価委員会

(削除)

別表 2：評価委員会の委員（第 8 条関係）

(1) 獣医学教育評価委員会（10 名以内）

区 分	定 員
(イ) 獣医学教育課程の 教員	7 名以内
(ロ) 獣医師資格を有する者	2 名以内
(ハ) その他の有識者	1 名

備考

一 (イ) の者のうち 5 名以内は、あらかじめその設置する大学から推薦された候補者の中から理事会が選出する。また、残りの 2 名については、推薦されたと否とにかかわらず、理事会が選出する。

(2) 歯学教育評価委員会（14 名以内）

附 則（令和 3 年 1 月 27 日）～附 則（令和 6 年 9 月 2 日）（略）

別表 1：分野別評価の対象（第 2 条関係）

分野別評価の種類	評価の対象
(イ) 獣医学教育評価	学士課程における獣医学教育 (獣医学教育(学士課程))
(ロ) 歯学教育評価	学士課程における歯学教育 (歯学教育(学士課程))

別表 2：分野別評価の周期（第 5 条関係）

分野別評価の種類	評価の周期
(イ) 獣医学教育評価、 歯学教育評価	7 年以内

別表 3：評価委員会の委員（第 11 条関係）

(1) 獣医学教育評価委員会（10 名以内）

区 分	定 員
(イ) 獣医学教育評価(学士課程)の 教員	7 名以内
(ロ) 獣医師資格を有する者	2 名以内
(ハ) その他の有識者	1 名

備考

一 (イ) の者のうち 5 名以内は、あらかじめその教育課程を設置する大学から推薦された候補者の中から理事会が選出する。また、残りの 2 名については、上記候補者に関わらず、理事会が選出する。

(2) 歯学教育評価委員会（14 名以内）

区__分	定__員
(イ) 歯学教育 <u>課程</u> の教員又は元教員	12名以内
(ロ) 歯科医師資格を有する者	1名
(ハ) その他の有識者	1名

備考

一 (イ) の者のうち8名以内は、あらかじめその設置する大学から推薦された候補者の中から理事会が選出する。また、残りの4名については、推薦されたと否とにかかわらず、理事会が選出する。

別表 3：評価分科会の委員（第 14 条関係）

(1) 獣医学教育評価分科会 (4名)

区__分	定__員
(イ) 獣医学教育 <u>課程</u> の教員	3名
(ロ) 臨床系の獣医学教育の経験を有する者	1名

備考

一 (イ) の者は、あらかじめその設置する大学から候補者の推薦を受けるものとする。ただし、評価の実施上やむを得ない場合は、推薦を受けない者の中からも委員を選出できるものとする。

二 一の定めにかかわらず、第 14 条第 4 項の定めに基づいて増員する場合の委員は、大学からの推薦を要さない。

三 複数の大学による共同教育課程は、ともに同じ評価分科会が評価を担当する。

(2) 歯学教育評価分科会（4名）

区__分	定__員
(イ) 歯学教育 <u>課程</u> の教員又は元教員	3名
(ロ) 歯科医師資格を有する者（地域医療	1名

区分	定員
(イ) 歯学教育 <u>評価(学士課程)</u> の教員・元教員	12名以内
(ロ) 歯科医師資格を有する者	1名
(ハ) その他の有識者	1名

備考

一 (イ) の者のうち8名以内は、あらかじめその教育課程を設置する大学から推薦された候補者の中から理事会が選出する。また、残りの4名については、上記候補者に関わらず、理事会が選出する。

別表 4：評価分科会の委員（第 16 条関係）

(1) 獣医学教育評価分科会

区分	定員
(イ) 獣医学教育 <u>(学士課程)</u> の教員	3名
(ロ) 臨床系の獣医学教育の経験を有するもの	1名
計 4名	

備考

一 (イ) の者は、あらかじめその教育課程を設置する大学から候補者の推薦を受けるものとする。ただし、評価の実施上やむを得ない場合は、推薦を受けない者の中からも委員を選出できるものとする。

(新設)

二 2又は複数の大学による共同教育課程は、ともに同じ評価分科会が評価を担当する。

(2) 歯学教育評価分科会（4名以内）

区分	定員
(イ) 歯学教育 <u>(学士課程)</u> の教員・元教員	3名
(ロ) 歯科医師資格を有するもの（地域医療に	1名

に貢献している者)		貢献している者)	
<p>備考</p> <p>一 (イ) の者は、あらかじめその設置する大学から候補者の推薦を受けるものとする。ただし、評価の実施上やむを得ない場合は、推薦を受けない者の中からも委員を選出できるものとする。</p> <p><u>二 一の定めにかかわらず、第14条第4項の定めに基づいて増員する場合の委員は、大学からの推薦を要さない。</u></p>		<p>備考</p> <p>一 (イ) の者は、あらかじめその<u>教育課程を</u>設置する大学から候補者の推薦を受けるものとする。ただし、評価の実施上やむを得ない場合は、推薦を受けない者の中からも委員を選出できるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	